

| | | | |
|-----|--------------------|----|------|
| 所 属 | 商工労働部商工政策課経済・雇用再生室 | | |
| 係 名 | 経済・雇用再生係 | 内線 | 4701 |

飲食店等に対する時短要請に係る協力金
(まん延防止等重点措置の継続によるもの)

- 1 事業費 9,652,200 (13,338,090 → 22,990,290)
- | | |
|----------------|---------------|
| 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| 国庫 7,721,760 | 交付金 9,652,200 |
| 諸収入 482,610 | |
| 一般財源 1,447,830 | |

2 背景・事業目的

まん延防止等重点措置を着実に進めるため、飲食店等への営業時間短縮等の要請を継続することに伴い、協力金を支給する。

3 事業概要

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第5弾)
(9,652,200千円)

| | |
|------|---|
| 対象業種 | <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店：居酒屋を含む飲食店、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く） ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く） |
| 対象地域 | <p>(1) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町、八百津町 (6/5から)</p> <p>(2) その他地域 海津市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、美濃市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町 (6/4まで)、白川町、東白川村、飛騨市、白川村</p> |
| 要請内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時までの営業時間に短縮 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>(1) の対象地域：終日、酒類の提供を行わないこと (利用者による酒類の店内持込みを含む)</p> <p>(2) の対象地域：酒類の提供は午前11時から午後7時まで</p> </div> <p>県内全域でのカラオケ設備の利用自粛</p> |
| 期間 | 6月1日(火)から6月20日(日)まで(20日間) ※八百津町は(1)6/5~6/20(6/5~6/6は猶予期間)、(2)6/1~6/4とする。 |
| 協力金額 | <p>(1) 1店舗あたり 3万円~20万円/日</p> <p>(2) 1店舗あたり 2.5万円~20万円/日</p> <p>※(1)(2)ともに、全期間要請への協力が必要</p> |

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (3) 工鉱業振興費
(明細書事業名) ○ 商工業企画費
商工業振興対策企画調整費